

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 1 令和元年第4回定例会提出予定議案の説明
 - (4) 議案第113号 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 新旧対照表

令和元年8月28日

健康福祉局

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料 1

改正後	改正前
<p>○川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月8日条例第70号 (償還等)</p> <p>第15条 償還方法は、年賦、半年賦又は月賦による均等償還とする。ただし、繰り上げて償還することができる。</p> <p>2 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金</u>については、<u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに</u>令第8条<u>及び第9条</u>に規定するところによる。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月8日条例第70号 (償還等)</p> <p>第15条 償還方法は、年賦、半年賦又は月賦による均等償還とする。ただし、繰り上げて償還することができる。</p> <p>2 償還免除、一時償還、<u>違約金及び償還金の支払猶予</u>については、<u>法第13条第1項及び</u>令第8条<u>から第10条まで</u>に規定するところによる。</p>